

第10節 医療救護体制整備計画

第1項 医療救護体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 医師会
第2項 傷病者搬送体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第3項 普及啓発・研修訓練計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 医師会

【基本方針】

大規模な災害発生時には、局地的または広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

第1項 医療救護体制の整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.12】

本市には、資料編に示す多くの医療施設があるが、このうち多くの病床を有する病院は6箇所である。また、新行橋病院及び小波瀬病院が、県の「災害拠点病院」に指定されている。その他、本市に近い北九州市に地域災害医療センターがある。

区分	医療圏名	医療機関名	病床数	所在地	電話番号
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構九州医療センター	700	福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700
地域災害拠点病院	京築	新行橋病院	246	行橋市道場寺 1411	0930-24-8899
地域災害拠点病院	京築	小波瀬病院	266	京都郡苅田町大字新津 1598	0930-24-5211
地域災害拠点病院	北九州	北九州総合病院	360	北九州市小倉南区湯川 5-10-10	093-921-0560

【計画目標】

1. 情報収集・連絡体制の整備

(1) 通信体制の構築

市及び医療機関は、災害発生時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段を確保するとともに、その多様化に努めるものとする。また、

医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの有効利用

災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受け入れ可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの「広域災害・救急医療情報システム」*1の有効利用を図る。

2. 医療救護班の整備

市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、県の協力のもと地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救護班を編成する。

なお、医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定めるものとする。

3. 救急病院・診療所の整備

(1) 医療機関の災害対策

現行の救急医療体制を担う救急病院・診療所において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、厚生労働省作成のモデルマニュアル(病院防災マニュアル)及び県作成の「災害時医療救護マニュアル」等を参考に病院防災マニュアルを策定し、これに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制整備の促進を図るものとする。また、市はこれらの対策実施について指導・助言等を行う。

(2) 臨時ヘリポートの整備

市は、救急病院・診療所の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、その整備促進を図る。

4. 医療救護用資機材・医薬品等の整備・備蓄

(1) 医療救護用資機材の整備

市及び消防本部、関係機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両や、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医薬品等の備蓄

市及び関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

5. 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる、蒸留水、電力、ガス等の安定的

*資料Ⅱ.3.12「医療施設一覧表」

*1: <http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/qq/qq40gnmenu1t.asp>

供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておくものとする。また、市はその整備等について協力する。

第2項 傷病者搬送体制の整備計画

【計画目標】

1. 情報連絡体制

消防本部は、傷病者や定時的な透析治療を要する患者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、「広域災害・救急医療情報システム」の活用や、後方医療機関と消防機関等の間における十分な情報連絡機能の確保に努める。

※後方医療機関とは、被災を免れた災害拠点病院、救急病院・診療所及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

2. 搬送経路

消防本部は、災害等により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

3. ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

市及び消防本部は、医療機関からの要請により、空路による広域搬送を必要とする場合、防災関係機関等が保有するヘリコプターの要請を行うため、あらかじめヘリコプター離着陸場等を考慮した受け入れ可能な医療機関との連絡体制整備に努める。

なお、市は地域に甚大な災害が発生し、多数の傷病者や患者等を急ぎ搬送する必要がある場合についても想定しておき、平常時から計画している要請先はもとより、九州地方整備局または大阪航空局北九州空港事務所と搬送手段や空域調整などについて、その連絡体制等を確立しておくように努める。

(1) ヘリコプターの要請先

- 1) 県消防機関、自衛隊、県警察、海上保安本部
- 2) 久留米大学病院

(2) 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には複雑骨折、火傷等、傷害種類も多く、また被災者の要救急度もさまざまである。このため、緊急性に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。市及び消防本部は、救急救命士の有効活用も含めてより効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

第3項 普及啓発・研修訓練計画

【計画目標】

1. 市民に対する普及啓発

市及び消防本部は、市民に対する救急蘇生法（AED）、止血法、骨折の手当法、トリア

ージ※の意義等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

※トリアージとは、災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うために行うもので、傷病者を緊急度と重傷度によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めるもの。

2. 災害医療に関する研修・訓練

- 1) 災害時の医療従事者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の医療面に焦点を当てた研修等を実施する。
- 2) 災害時の医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、広域災害・救急医療情報システム等の情報伝達訓練の実施について検討する。
- 3) 総合防災訓練等における大規模災害を想定した実践訓練の実施について検討する。
- 4) 基幹災害拠点病院等による災害医療従事者等を対象とした研修、講習会への参加に努める。